

機能強化加算のお知らせ

当院では、「かかりつけ医」機能を有する診療所として機能強化加算を算定しております。

○健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じます。

○保健・福祉サービスの利用等に関する相談に応じます。

○訪問診療を行っている患者様に対し、夜間・休日の問い合わせ対応を行います。

○必要に応じて、専門医・専門医療機関を紹介します。

○かかりつけ医機能を有する医療機関は、厚生労働省や都道府県のホームページにある「医療機能情報提供制度」のページで、かかりつけ医機能を有する医療機関等の地域の医療機関が検索できます。